

発 案 書

県議第十二号

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農
林水産予算の確保を求める意見書について

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農林水
産予算の確保を求める意見書を次のように発案する。

令和七年十月九日

提出者 岐阜県議会議員 布俣正也

山内房壽 野島征夫 野村美穂 国枝慎太郎 澄川寿之 中川裕子 辻井俊貴

岐阜県議会議長 小原 尚 様

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた施策の充実と安定的かつ十分な農
林水産予算の確保を求める意見書

世界的な人口の増加に伴う食料需要が増加する一方で、気候変動による異常気象
の頻発化や国際紛争などにより、食料や農産生産資材の輸入依存度の高い我が国の
安定的な食料供給への懸念が高まっている。

また、我が国の人口減少は、中山間地域を含む農村で顕著であり、中山間地域の
農産物産出額が約六割を占める本県においては、特に、人口減少下においても食料の
安定供給を担い、そして地域の社会構造を支える農業経営体の育成や農業インフラ
の整備などが重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、昨年には食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」

という。)が制定から四半世紀ぶりに改正され、食料安全保障の確保が新たな基本理念として盛り込まれた。また、本年四月には、改正基本法に基づく初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、初動五年間で農業の構造転換を集中的に推進する方針が示された。さらに、本年六月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五(骨太の方針二〇二五)」においては、農業構造転換を集中的・計画的に推進するため、本年からの初動五年間において、必要・十分な予算を確保する方針が示された。

また、本年八月五日の「米の安定供給等実現関係閣僚会議」において示された米増産の方針を着実に推進するためには、農地の大区画化やスマート化など生産性向上の取り組みや担い手育成・確保、国内外への需要拡大などを強力に推し進める必要がある。

しかしながら、国の農林水産予算は三十年前の約五兆円規模から、昨年度は約三兆円規模へと減少している。また、本年度の農林水産予算は約二・三兆円と、前年度から約二十億円の増額にとどまっており、依然として改正基本法の理念を実現するには不十分である。加えて、農林水産予算全体に占める補正予算の割合は、二〇〇〇年代は五%を下回ることもあったが、近年は二〇%を超えており、社会情勢に左右されやすい補正予算の占める割合が高まっている。このことから、改正基本法で掲げた理念や米の増産方針の実現に向けては、その裏付けとなる予算の安定的確保が不可欠である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

一 新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、将来にわたる食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、食料供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮される農村の振興の実現に必要な財源については、当初予算を拡充することにより安定的に確保すること。

二 特に、人口減少が進む中山間地域を含む農村において、厳しい条件下でも将来にわたって食料供給が担われ、洪水防止などの多面的機能が発揮されるよう、農地の持続的な利用による集落の維持をはじめとする、意欲ある農業経営体が行う地域を守る取り組みに対するインセンティブの付与など、課題を抱える農村への新たな支援策を講じるとともに、その必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年十月九日

内閣	農林水産省	財務省	内閣府	参事官	衆議院議長
官	長	大臣	大臣	大臣	議長
官	臣	臣	臣	長	長

様

岐阜県議会 議長